

「特掲診療料の施設基準等」「第七 投薬」に基づく掲示 薬剤の「一般名処方」の実施について

- 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。
- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。
- 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者さんの自己負担（課税）になります。
- 患者さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「一般名処方」とは？

- 医療用医薬品は「先発医薬品」と「後発医薬品」の二つに分類されます。「先発医薬品」とは、最初に発売された薬で、新薬とも呼ばれます。
- 後発医薬品は、先発医薬品の再審査期間や特許期間（20～25年間）終了後に発売されるもので、ほぼ同じ成分、同じ効き目の薬で、ジェネリック医薬品とも呼ばれています。
- 医師が先発医薬品を指定して処方せんを発行するときは、「商品名」を記入しますが、特に新薬である必要がなく、後発医薬品が存在するときは薬の有効成分の名称である「一般名」を記入します。これを「一般名処方」と言います。

国は、医薬品不足が続く現状のなかで、薬による治療が滞りなく行えるよう、「一般名」を処方せんを書くことで、保険薬局の在庫状況に応じて、先発品、後発品のいずれも調剤ができる状態にするため、「一般名処方」を推進しています。



福岡歯科大学
医科歯科総合病院
FUKUOKA DENTAL COLLEGE
Medical & Dental Hospital